

注意

期日までに処分することが
法律で義務付けられて
います

低濃度PCB含有のおそれがある
電気機器の調査は

お済みですか？

変圧器



PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略称で主にトランスやコンデンサ等の
電気機器絶縁油として広く使用されました。



コンデンサ

しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されています。

低濃度PCB廃棄物は、

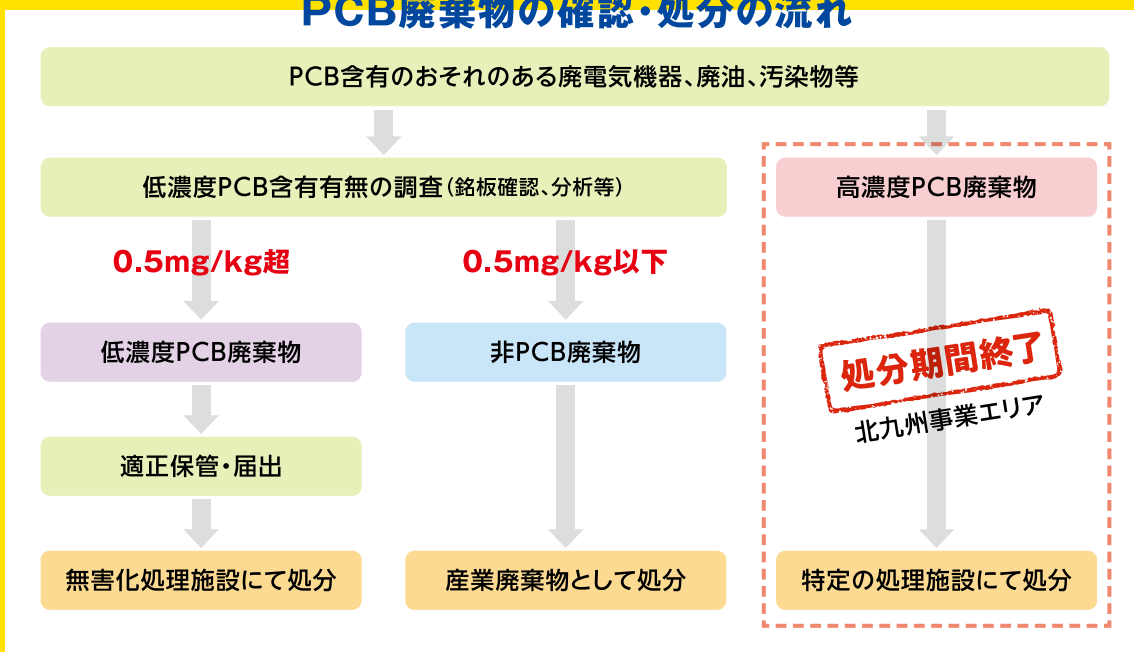
令和9年(2027年)3月31日

までに処分することが法律で義務付けられています。

〔PCB廃棄物の適正な処理の
推進に関する特別措置法〕

上記の期日が近づくと処分のご依頼が殺到するため、早めの対応が必要です。

PCB廃棄物の確認・処分の流れ



電気機器のPCB含有分析は
中国電気保安協会に
おまかせください

安心

多くの登録と実績を
持った機関と
連携し分析します。

安全

停電処置から採油まで、
保安協会が
安全に実施します。

迅速

短納期にて含有分析が可能です。
多検体やお急ぎの場合は
ご相談ください。

PCB廃棄物を保管する事業者に課せられる規制

PCB含有のおそれがある廃電気機器、廃油、汚染物等(ウエス、汚泥等)については、PCB含有の有無を調査し、PCB廃棄物となった場合、適正保管、届出及び定められた期限までの処分を行わなければなりません。

保管及び処分の状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届け出なければなりません。

なお、都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を一般に公表することとなっています。

● **届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。**

法定期日までの処分

事業者は、令和9年3月31日までに、低濃度PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

● **命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。**

譲渡及び譲受の制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

● **違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。**

地位承継の届出

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされています。

事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届け出ることになっています。

● **届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処されます。**

法定基準に基づく適正な保管

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められており、基準に適合していない場合、都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

特別管理産業廃棄物保管基準(PCB廃棄物の場合)

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること

特別管理産業廃棄物
PCB 廃棄物保管場所
関係者以外の立ち入りを禁止する。
管理責任者○○○○ 名称○○○○
連絡先○○○-○○-○○○○

保管場所表示の例
(縦・横それぞれ60cm以上)

- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

お問い合わせは 下記連絡先または担当保安技師にご連絡ください。 URL <https://www.ces.or.jp> E-Mail info@ces.or.jp



本店 〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目5-7 GRANODE広島7階
TEL082-207-1755 FAX082-207-1766
山陰支店 〒690-0021 松江市矢田町475-3 TEL0852-25-8452 FAX0852-23-6797
岡山支店 〒700-0953 岡山市南区西市3-5 TEL086-241-3511 FAX086-244-3750

広島支店 〒733-0822 広島市西区庚午中3丁目13-16 TEL082-273-5800 FAX082-273-5919
山口支店 〒754-0021 山口市小郡黄金町2-21 スクエア新山口702号
TEL083-902-2830 FAX083-902-2840

2023.4 営業部